

# 教 委 だ よ り

令和7年5月第1号  
教育長 永井 啓之

## 教育長就任のご挨拶

この度、野木町議会のご同意をいただき、令和7年4月1日付で菊地良夫教育長の後任として就任いたしました永井啓之と申します。「教育の町」を掲げる野木町の教育の充実・発展を担うという職責の重さに身の引き締まる思いです。

令和3年度から令和5年度まで3年間、野木中学校長として地域の皆様、保護者の皆様には大変お世話になりました。その3年間、皆様からのご理解とご協力をいただきながら、生徒たちと一緒に喜び、笑い、そして涙もしてきました。その全てが大切な思い出となっています。教育に対する思いをさらに強くさせてもらった3年間でした。加えて、町民の皆様の子どもたちへの熱い眼差し、思いの強さも常に感じ続けておりました。今後は教育長という立場から、そのご期待にお応えするために、誠心誠意、全力を尽くしてまいります。

私は「子どもたちは、多くの人と関わって、体験を伴いながら光り輝いていく、そして人として磨かれていく」と信じて、これまで39年間、教育に携わってきました。それまで学んできたことを生かしながら地域や社会と触れ、「体験」つまりは「実践」することで、「そうか、こういうことなのか。よし、次こそはこうしていこう」と未来を向いていく、そんな子どもたちをたくさん見てきました。私自身も少しずつ成長を遂げる子どもたちからたくさんのことを学ばせていただきました。ここで言う地域や社会に触れるということは、人と触れ合うということです。まさに、教育は人なり、だと考えています。

保育園、幼稚園、小学校や中学校を主な舞台として子どもたちは経験を積んで学んでいきますが、その子どもたちにできる限りたくさんの地域の人たちが関わって応援し、輝かせていく、そこに大きな可能性を感じています。関わってくださる方たちも、きっと子どもたちから刺激やエネルギーを得ることができるはずです。そこに生きる喜びがじわじわと生み出されていく、こうした町ぐるみの人づくりこそが、教育重視、子育て重視を掲げる野木町の未来を創り上げていくと信じ、そこに全力を注いでいきたいと考えております。

野木町の教育行政運営は、教育大綱をもとに脈々と築き上げられてきました。野木町教育大綱の基本理念は「人を育み、生きる喜びがあふれる夢いっぱい、の明るいまち」です。4つの指針は「生涯にわたり生きる喜びにあふれる人間性豊かな人づくり」「未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり」「子どもたちが郷土を愛し、夢と志をもってたくましく生きるまちづくり」「読書活動を通して心豊かなまちづくり」となっています。私は、この崇高な理念のもと、これまでの教育体系等を維持しながら、変化の激しい世の中をたくましく生き抜いていく力を身につけた人づくりを推進してまいります。さらに、不易流行を見極めつつ、新たな視点での改善にも努めていく所存です。

野木町の大切な宝である子どもたちの健全な育成のために全力を尽くしてまいります。今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

### こども教育課重点事業



1. 教育委員会の活性化に努める。
2. 学びの連続性を図るため、幼保小中連携の強化に努める。
3. 特色ある学校経営と地域とともにある学校づくりに努める。
4. 学校教育の重点策に基づいた指導支援に努める。
5. 学校給食における地産地消を推進するとともに食物アレルギー等への対応に努める。また、調理室の環境改善にも努める。
6. 複式学級を抱える小規模特認校の支援に努める。
7. 不登校児童生徒への支援活動に努める。
8. 「野木町いじめ防止対策推進条例」及び「野木町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの根絶に学校と連携して町全体で取り組む。
9. 学校における人権教育の重点に基づいた教育活動に取り組む。
10. 学校の教育環境の整備に努める。（老朽化施設等の改修等）
11. 通学路の安全点検を実施し、安全対策を図る。
12. 子どもの困りごと相談の充実に努める。
13. 「第四期子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちに読書の楽しさや大切さを伝え、読書習慣を身につけられる環境づくりに取り組む。（楽読、家読の推奨）
14. 「野木町教職員の働き方改革基本方針」に基づき、教育委員会としてできる限りの支援に努める。（こども教育課と生涯学習課とが連携して、部活動地域移行をすすめる。）
15. 「第三期野木町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の特性を活かした子育て支援を促進する。
16. こども家庭センターの新設に伴い、健康福祉課と連携を図り、より良い子ども・子育て支援の研究に努める。

### 生涯学習課重点事業



1. 生涯学習ボランティア団体等の支援及び育成に努める。
2. 社会教育団体の支援及び充実に努める。
3. 老朽化している社会教育施設・設備の修繕に努める。
4. 文化財等の情報収集と保存に努める。
5. 各種講座などの充実に努める。
6. 人権教育に関する事業を推進する。
7. 地域と学校との協働活動の支援に努める。
8. 公民館活動記録集や公民館報などにより公民館活動情報の提供に努める。
9. 公民館分館事業の支援に努める。
10. 生涯スポーツによる健康増進のための機会を整え推進を図る。
11. 生涯スポーツ普及に必要なスポーツ環境の整備に努める。
12. 中学校の運動部活動の地域移行の促進に努める。
13. 「野木町読書活動推進計画」に基づき全町民へ読書の奨励をする。そのため、読書活動の拠点となる図書館の適切な運営及び環境の整備に努める。
14. 煉瓦窯や遊水地の自然・歴史資源を活かした観光・文化の拠点として適切な運営及び環境の整備に努める。
15. 「野木町文化会館運営基本構想」に基づき、文化振興の活性化に努める。